

令和3年度 仙台市観光ボランティアガイド活動促進事業助成金交付実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市内に活動拠点を有する観光ボランティアガイド団体が団体の組織強化及び活動の推進を図るために実施する取り組みについて、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が助成することにより、団体の活動を支援し、もって他地域から仙台を訪れる観光客の誘客促進、増加及び受入体制の強化並びに観光の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光ガイド団体 仙台市内を活動拠点として観光客等に対して仙台市内の史跡、文化財、観光名所等の観光資源をボランティアで案内する事を目的として活動する団体
- 二 観光ガイド 観光ガイド団体を構成する個人会員

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 仙台市観光ボランティアガイドネットワーク会議に登録をしている観光ガイド団体
- 二 その他、協会の理事長（以下「理事長」という。）が特に認める観光ガイド団体

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象事業は、前条に定める観光ガイド団体の組織強化及び活動促進並びに他地域からの観光客の誘客促進や受入体制の強化に資すると認められる取り組みで、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- 一 観光ガイド団体の組織強化に向けた取り組み
 - 二 観光ガイドの「知識の向上」や「おもてなしの心」、「観光客を案内する際の心構え」等受入整備の強化を目的とした研修会等の取り組み
 - 三 他地域からの観光客の誘客や受入れにともなう条件整備に向けた取り組み
 - 四 その他、新たな観光資源の創出や他地域からの誘客促進に資すると認められる取り組み
- 2 前項のいずれかに該当する事業であっても、次の各号に該当するものは交付の対象としない。
- 一 同一事業に対し仙台市及び仙台市の関係諸団体から助成を受けている事業
 - 二 実施の成果が特定の者のみに寄与すると認められる事業
 - 三 飲食を主な内容とする事業
 - 四 宗教活動や政治活動を目的とする事業
 - 五 営利を目的とする事業
 - 六 寄付金集めを目的とする事業
 - 七 その他助成対象事業として不相当と認められる事業

(助成対象経費)

第5条 助成金の助成対象経費は事業実施に直接要する経費のうち、下表に定めるものであり、かつ、次の各号に定める条件を満たすものとする。

- 一 当該助成事業の対象経費として他の経費と明確に区別できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出であること。

二 観光ガイド団体の通常の会計とは区別して経理をすること。

交 付 対 象 経 費
講師・出演者等の謝金（諸謝金）
会場設営費・会場使用料・貸切バス代（賃借料）
消耗品費・資料作成印刷費
広告宣伝費
通信運搬費
その他、事業の実施にあたり必要と認められる経費
注）飲食にかかる経費は認めない。講師への手土産代は認めない。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、前条の規定による助成対象経費の総額の2分の1以内の額で、一つの観光ガイド団体に対して、本要綱の適用期間あたり10万円を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項の規定に関わらず、第3条第一号に規定する団体が、団体を構成する観光ガイドが少ないなどの理由から事業費の捻出が難しい場合であって、事業の必要性が特に認められるときは、審査の上10万円を上限として予算の範囲内で助成対象経費の総額の2分の1を超えて助成金を交付することができるものとする。

（申請募集の時期）

第7条 当該助成金の申請募集は、次の2回に分けて実施する。

一 第1期 令和3年4月1日～令和3年7月30日

（令和3年4月1日から令和3年9月30日までの事業を対象）

二 第2期 令和3年9月1日～令和3年12月28日

（令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業を対象）

（交付申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする観光ガイド団体は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 団体の総会資料など活動実績、事業概要がわかる資料、及び会員名簿

四 その他、理事長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査を行い、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第10条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成観光ガイド団体」という。）は、第8条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、遅滞なくその旨を事業変更又は中止申請書（様式第3号）により理事長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

- 第11条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査を行い、事業の内容変更の可否及び助成金の額の変更の有無を決定し、事業変更又は中止承認書(様式4号)により、助成観光ガイド団体に通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の規定による承認をしたときは、助成金の交付の決定を変更し、または取り消すことができる。

(実績報告書)

- 第12条 助成観光ガイド団体は、助成対象事業終了後速やかに、事業実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 一 事業結果報告書
 - 二 助成対象経費に係る収支決算書
 - 三 助成対象経費に係る領収書等の写し

(助成金の確定)

- 第13条 理事長は、前条の規定による事業実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行い、事業の実施内容が助成金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第6号)により、助成観光ガイド団体に通知するものとする。

(交付の請求)

- 第14条 助成観光ガイド団体は、前条に規定する助成金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、助成金交付請求書(様式第7号)により理事長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

- 第15条 理事長は、前条の規定による助成金の交付の請求を受けたときは、速やかに助成観光ガイド団体に助成金を交付するものとする。

(決定の取り消し等)

- 第16条 理事長は、助成観光ガイド団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 一 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - 二 助成金を他の用途に使用したとき
 - 三 助成金の交付の決定の内容又はこの要綱に定める事項に違反したとき
 - 四 その他理事長が不相当と認めたとき
- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第17条 理事長は前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(実施細目)

- 第18条 助成は予算の範囲内で行うものとし、申請額が予算の範囲を超えた場合、申請のあった事業に優先順位を定めた上で審査し助成対象事業を決定するものとする。また、第8条の規定にかかわらずその後の募集は行わないものとする。
- 2 その他、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(廃止期日)

この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止するものとする。